

農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

検査証明書の取扱いの 変更について

令和8年6月9日（火）

①10:30～、②14:30～

（各回とも同一内容）

農林水産省 動物検疫所



動物検疫所公式キャラクター
「クンくん」

検査証明書の取扱い(変更)について

令和8年7月1日より、輸出国政府機関発行の検査証明書(HC)の取扱いが変わります。

1 申請者の登録

検査証明書(HC)原本をPDF化したもの(電子ファイル)の提出により動物検疫手続きを希望する申請者は動物検疫所に申告書を提出して下さい。

HCの取扱いが適正に行える申請者について動物検疫所が登録します。

登録された申請者(登録申請者)は動物検疫所より登録番号が付与されます。

厚生労働省検疫所にHC原本(紙)を提出する貨物が対象です。

2 輸入検査申請

登録番号と食品等輸入届出書の届出受付番号が分かるように申請して下さい。

電子ファイルの提出で動物検疫に係る手続きが可能となります。



3 取扱状況の確認

登録申請者のHCの取扱いが適切であることを動物検疫所が継続的に確認します。

4 登録の変更・取消

申告内容に変更があった場合は速やかに変更した内容の申告書を提出して下さい。

申告の内容に関わらず、動物検疫所が登録申請者におけるHCの取扱いが不適切と判断した場合には、登録を取消します。登録取消となった場合には動物検疫所がHCの原本(紙)を確認します。

1 申請者の登録①

1 準備

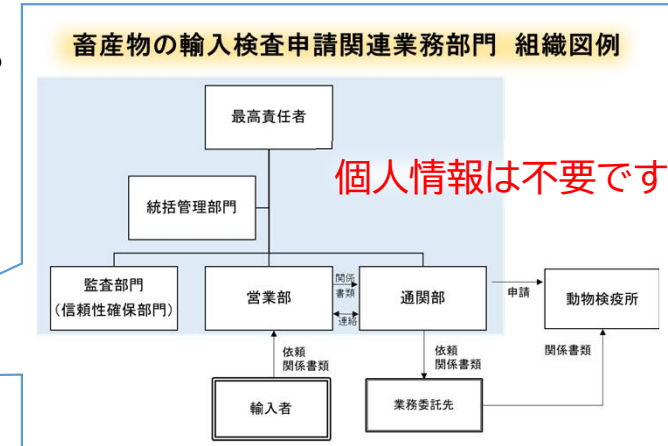
所在地が異なる業務拠点(事業所)ごとに提出書類を準備して下さい。

2 提出書類(申告書添付書類)

(1) HC等の書類管理体制に係る手順書



(2) HCを取り扱う部署(担当部門)の組織図及び連絡体制



(3) 動物検疫所が開催する実務講習会の受講記録

(4) HCの取扱記録



(5) 誓約書

(6) その他、補足説明に係る書類



電子管理の場合管理状況が分かる画面のスクリーンショット等でも可

1 申請者の登録②

3 提出先

最寄り又は主に輸入検査申請を行う動物検疫所に御提出ください。
本所畜産物検疫課、各支所検疫課、各出張所、計28カ所で受付けます。

4 提出方法

窓口又はEメールで提出して下さい。
Eメール提出の場合は受領メールを送付します。

5 審査

2週間程度かかります(運用開始前の一斉受付時は3, 4週間かかります)。
提出された申告書と添付書類を審査し、必要に応じて面談や現地調査を行ないます。

6 登録番号の付与

申告書のコピーに登録番号を付与してEメールにてお知らせします。
登録情報は全国の動物検疫所に共有されます。



2 輸入検査申請

輸入検査申請書類として家畜防疫官による原本確認を受けず、電子ファイルとしてHCを提出できるのは、以下の全てを充足している場合に限りです。

1 申請者

登録を受けている事業所からの申請に限りです。

2 申請書備考欄への入力事項等

- (1)申請書への登録番号の入力。
- (2)申請書への食品等輸入届出受付番号入力又は食品等輸入届出控を添付。

厚生労働省検疫所にHC原本を提出する申請のみ！

3 添付するHCの電子ファイル(以下の全てを満たすこと)

- (1)HC原本と相違ないことを確認したものであること。
- (2)解像度が200dpi又はそれ以上で判読が可能なもの
- (3)カラーであるもの
- (4)欠落部分がないもの
- (5)著しく縮小されていないもの

4 添付方法

電子ファイルで提出されること。

窓口で書面提出する場合には、原本確認を受ける必要があります！

申請種別	申請番号	申請者名	申請日
動物検疫所長	000000000	XXXXXX	2019-05-01

申請種別	申請番号	申請者名	申請日
動物検疫所長	000000000	XXXXXX	2019-05-01

申請種別	申請番号	申請者名	申請日
動物検疫所長	000000000	XXXXXX	2019-05-01

届出受付番号	届出管理番号
000000000	000000000

届出受付番号	届出管理番号
000000000	000000000

3 取扱状況の確認

申告書類提出先の動物検疫所は、登録申請者におけるHCの取扱いが適切であることを以下の方法で確認します。

1 定期的な確認

動物検疫所が開催する実務講習会の**受講記録**及びHCの**取扱記録**を**年1回程度確認**します。

2 抜打ち的な確認

厚生労働省検疫所にHCが提出されていることを**食品等輸入届出済証**等により確認します。



この他、輸入検査申請書類において疑義が生じた場合も、確認することがあります。日頃から、適切なHCの取扱いを徹底して下さい。

4 登録の変更・取消

1 登録内容の変更

申告している内容に変更が生じた場合は、遅滞なく(2週間以内に)申告書提出先の動物検疫所に**変更箇所を明示した申告書及び添付書類(内容に変更がある場合に限る。)**を提出して下さい。
継続して登録できる場合は、申告書のコピーに登録番号を付与してEメールにてお知らせします。



2 登録の取消し

取扱状況の確認や輸入検査において、登録申請者のHCの取扱いに**問題があると判断された場合や疑義が生じた場合は、登録を取り消します。**適正な体制が構築されるまでの間、**家畜防疫官によるHC原本の確認が必要になります。**



3 再登録

登録の取消しを受けた申請者は、再度登録を受けることを希望する場合、不適切な取扱いの原因を究明し、**改善措置の報告及び改善措置による変更を反映した申告書**を再提出して下さい。
提出された申告書と添付書類を審査し、必要に応じて面談や現地調査を行ないます。

今後のスケジュール

本日 事前説明会

6月15日～ 申告書の仮受付開始

7月1日以降 登録申請者から提出される輸入検査申請について、
運用を開始

登録を希望する事業所は、以下のURLより入力をお願いします。
本件に関する御意見・御質問もこちらからお願いします。

検査証明書の取扱いの変更について
(登録の希望及び質問事項)



<https://forms.office.com/r/XUiNGg71KY>